

フィデリティ・ワールド・ファンズ インド・フォーカス・ファンド

ルクセンブルグ籍／オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(米ドル建)
クラスA受益証券

2025.1.31

関係法人

管理会社／登録および名義書換事務代行会社／管理事務代行会社 FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

- フィデリティ・ワールド・ファンズ インド・フォーカス・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)の資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻業務、フィデリティ・ワールド・ファンズ(以下「ファンド」といいます。)の登録および名義書換事務代行業務、所在地事務代行業務ならびに管理事務代行業務を行います。
- ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2002年8月14日に設立されました。
- 管理会社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)別表IIに記載される管理運用業務の全部または一部(ポートフォリオ運用、管理および販売を含みます。)を提供すること等です。
- 2024年11月末日現在の資本金は、50万ユーロ(約7,960万円)で、2024年11月末日現在全額払込済です。
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(1ユーロ=159.20円)によります。
- 2024年11月末日現在、管理会社は、4本の契約型投資信託および12本の会社型投資信託を管理しており、その純資産額は、186,675,563,079米ドルです。

保管受託銀行 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ

- ファンドの資産の保管業務を行います。

総販売会社 FILディストリビューターズ

- 受益証券の総販売業務を行います。

代行協会員／日本における販売会社 フィデリティ証券株式会社

- 日本における代行協会員業務ならびに受益証券の販売および買戻業務を行います。なお、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結した取次金融商品取引業者および／または取次登録金融機関(以下「販売取扱会社」といいます。)が、受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぐことがあります。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- サブ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社または販売取扱会社にご請求いただければ当該販売会社または販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされており、また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有益証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。
- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うサブ・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有益証券届出書を2024年10月31日に関東財務局長に提出しており、2024年11月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有益証券届出書の訂正届出書を2025年1月31日に関東財務局長に提出しております。
- サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、マスター・ファンド(以下に定義されます。)に組み入れられている有益証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。

重要事項

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンド(以下「マスター・ファンド」といいます。)を通じて有益証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有益証券等の値動き、組入有益証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響(基準通貨以外の通貨や有益証券等に投資する場合)により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、最終的な投資対象がサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建である場合には、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「集中リスク」、「為替リスク」、「デリバティブリスク」、「新興市場リスク」、「株式リスク」、「市場リスク」、「サステナブル投資リスク」等のリスクがあります。詳細については、後記「投資リスク要因」をご参照ください。

管理会社

FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ



サブ・ファンドの目的・特色

サブ・ファンドの目的

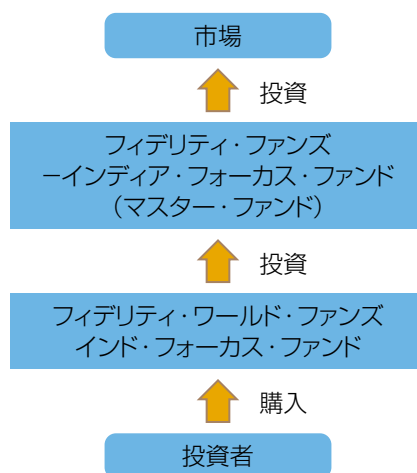
サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ籍の投資信託であるフィデリティ・ファンズの1ファンドであるマスター・ファンド(フィデリティ・ファンズ-インディア・フォーカス・ファンド)に投資することにより、マスター・ファンドと同一の投資目的を追求することです。したがって、サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を目的としたフィーダー・ファンドです。

サブ・ファンドの特色

- サブ・ファンドは、マスター・ファンドに投資を行います。
 - マスター・ファンドの概要は、以下のとおりです。

目 的	マスター・ファンドは、長期的な資本の成長を目指します。
投 資 方 針	マスター・ファンドの資産の70%(通常は75%)以上を、インドで上場されているインド企業またはインドで事業の大半を行う非インド企業の株式に投資します。マスター・ファンドはまた、付随的に短期金融商品に投資することもあります。
投資プロセス	マスター・ファンドの積極的な運用にあたり、投資運用会社は、成長および評価指標、企業財務、資本収益率、キャッシュ・フローおよびその他指標に加え、企業経営、業界の市況ならびにその他の要因を考慮します。投資運用会社は、投資リスクおよび投資機会を評価する際に、環境・社会・ガバナンス(ESG)特色を考慮します。ESG特色を判断する際には、投資運用会社は、フィデリティ ^(注) または外部機関が提供するESG評価を考慮します。 マスター・ファンドは、ポートフォリオのESGスコアがベンチマークのESGスコアを上回ることを目指します。投資運用会社は、投資運用プロセスを通じて、投資先企業が良好なガバナンスの実践に努めていることを確認します。
SFDR商品分類	第8条(環境的および/または社会的特色の促進)
デリバティブ等	マスター・ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ管理目的および投資目的で、デリバティブを使用することがあります。
ベンチマーク	MSCI India Capped 8% Index。これはESG特色を考慮しない広範囲な市場インデックスであり、リスク監視およびパフォーマンス比較のために使用されます。
基 準 通 貨	米ドル
投資運用会社名	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド

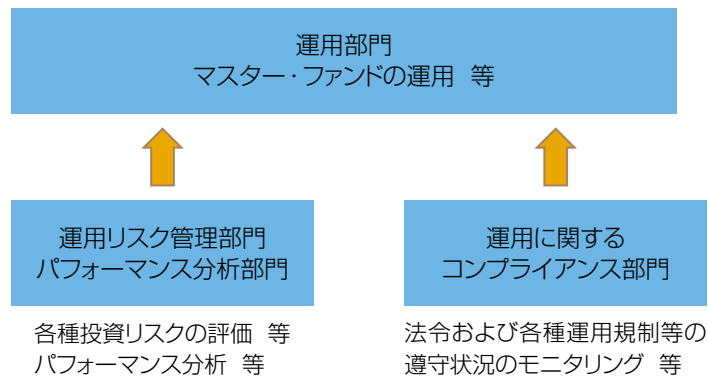
(注)「フィデリティ」とは、FILリミテッド(FIL Limited)およびその各関連会社をいいます。



- 企業内容の調査・分析にあたって、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしています。
- 株式の運用における運用哲学の基礎を、「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- 付随的に流動資産を保有することが適切と思われる場合、サブ・ファンドは、当該資産を、一時的に、満期までの残存期間が12か月未満の高格付の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品または現金勘定もしくは預金勘定で維持することができます。
- サブ・ファンドは、デリバティブ取引を行いません。

運用体制

サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの運用体制は、以下のとおりです。



- 運用部門では、ポートフォリオ・マネージャーが、マスター・ファンドの定款、目論見書および取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。
- マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者とマスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーがミーティング等を実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- マスター・ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。
- 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

(注)上記「運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

サブ・ファンドの主な投資制限

- ① サブ・ファンドは、原則として、一時的措置による銀行からの借入れを除き金銭の借入れを行うことができません。
- ② サブ・ファンドは、その純資産の100%を上限として、フィデリティ・ファンズの単一のファンドに投資することができます。また、サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズのファンドの投資証券の全部を保有することができます。
- ③ ファンドは、金銭の貸付を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。
- ④ サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。
- ⑤ サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することはできません。

分配方針

フィデリティ・ファンズの取締役会は、フィデリティ・ファンズの各クラスのそれぞれの年間の純投資収益の実質的にすべてについて配当を推奨する予定です。配当は、フィデリティ・ファンズのすべての配当型投資証券について8月の最初のルクセンブルグにおける銀行営業日(以下、ルクセンブルグにおける銀行営業日を「営業日」といいます。)に宣言されます。配当金は、通常、5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。

管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、受益者に対して分配金として支払います。

分配金は、通常、10営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低純資産額を下回ることとなる場合には、分配を行うことができません。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

投資リスク

リスク要因

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響(基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合)により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、最終的な投資対象がサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建である場合には、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のものが挙げられます。

集中リスク	マスター・ファンドがその資産の大部分を限られた数の産業、セクターもしくは発行体または限られた地域内に投資する限り、より広範囲に投資するフィデリティ・ファンズのファンドよりもリスクが高くなる可能性があります。
為替リスク	マスター・ファンドが基準通貨以外の通貨建である資産を保有している場合、為替レートの変動により、投資収益が(場合によっては大幅に)減少したり、投資損失が(場合によっては大幅に)増加したりする可能性があります。投資主が申込みまたは買戻しをする通貨がマスター・ファンドの基準通貨と異なる場合、為替リスクを経験することがあります。基準通貨とクラス投資証券の通貨との間の為替レートの変動は、投資収益を(場合によっては大幅に)減少させたり、投資損失を(場合によっては大幅に)増加させたりする可能性があります。
デリバティブリスク	デリバティブの価格は変動しやすいです。原資産の価格の小さな変動は、デリバティブの価格に大きな変動をもたらす、マスター・ファンドをデリバティブ自体の費用を上回る損失にさらす可能性があります。
新興市場リスク	新興市場は、先進国市場ほどには確立されておらず、より不安定です。新興市場は、より高いリスク(特に、市場リスク、信用リスク、低流動性証券リスク、法的リスク、保管リスク、評価リスクおよび為替リスク)を伴い、先進国市場では異常な市況に伴い発生するリスクを経験する可能性が高くなります。
株式リスク	株式は急速に価値を失う可能性があり、通常、債券や短期金融商品よりも高い(しばしば著しく高い)市場リスクを伴う可能性があります。企業が破産や同様の倒産手続を経ると、その株式はその価値のほとんどまたはすべてを失うことがあります。
市場リスク	多くの証券の価格および収益率は頻繁に変化し(場合によっては大幅な変動を伴い)、様々な要因に基づき下落する可能性があります。
サステナブル投資リスク	マスター・ファンドが投資対象を選択する際にESGまたはサステナビリティの基準を重視する限り、市場のパフォーマンスを下回ったり、類似の資産に投資しているがサステナビリティの基準を適用していない他のフィデリティ・ファンズのファンドのパフォーマンスを下回ったりすることがあります。

以上は、主なリスクを例示的に列挙したものであり、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響する要因は、上記のリスク要因に限定されるものではありません。詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

その他の留意点

サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者が、マスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティングを実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。マスター・ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有していますが、このミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っています。

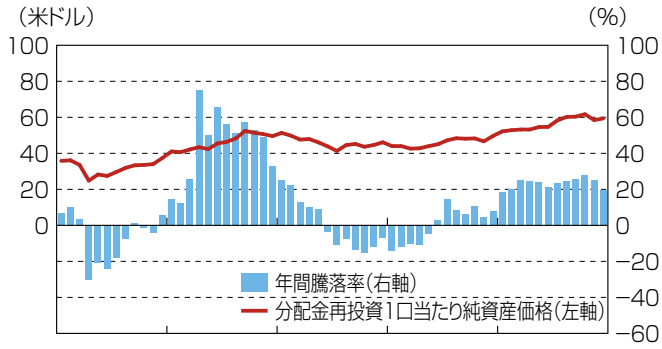
運用リスク管理部門では、流動性リスクを含むマスター・ファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

参考情報

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2019年12月～2024年11月)

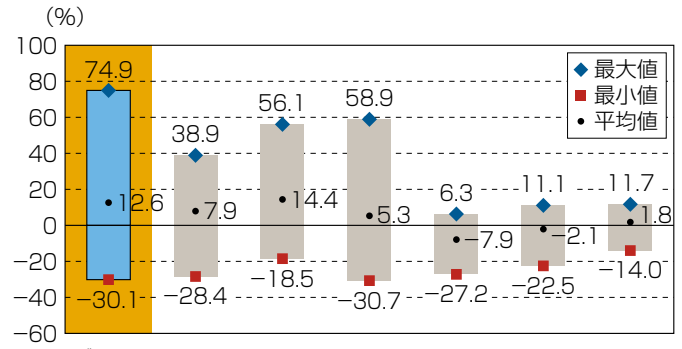


2019年12月 2020年12月 2021年12月 2022年12月 2023年12月

- ※年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したのですが、サブ・ファンドは分配金を支払っていないため、実際の受益証券1口当たり純資産価格および実際の受益証券1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率と同一です。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2019年12月～2024年11月)



サブ・ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- ※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したのですが、サブ・ファンドは分配金を支払っていないため、実際の受益証券1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率と同一です。

<各資産クラスの指数>

- 日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
- 先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
- 日本国債 … FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
- 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
- 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

運用実績

1. 主要な資産の状況

(2024年11月末日現在)

資産の種類	国・地域	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	100.00
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		0.00
合計		100.00

(注1)「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2)金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。以下同じです。

2. 投資有価証券の主要銘柄

(2024年11月末日現在)

順位	銘柄	国・地域	種類	投資比率(%)
1	フィデリティ・ファンズー インディア・フォーカス・ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	100.00

(参考情報：マスター・ファンドの組入れ上位10銘柄)

(2024年11月30日現在)

順位	銘柄	対純資産総額比率(%)
1	HDFC BANK LTD	10.1
2	ICICI BANK LTD	8.7
3	INFOSYS LTD	7.0
4	AXIS BANK LTD	4.0
5	BHARTI AIRTEL LTD	3.8
6	FORTIS HEALTHCARE INDIA LTD	3.4
7	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	2.7
8	HCL TECHNOLOGIES LTD	2.3
9	COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	2.2
10	EICHER MOTORS LTD	2.1
上位10銘柄合計		46.4

3. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2014年11月末日から2024年11月末日まで)



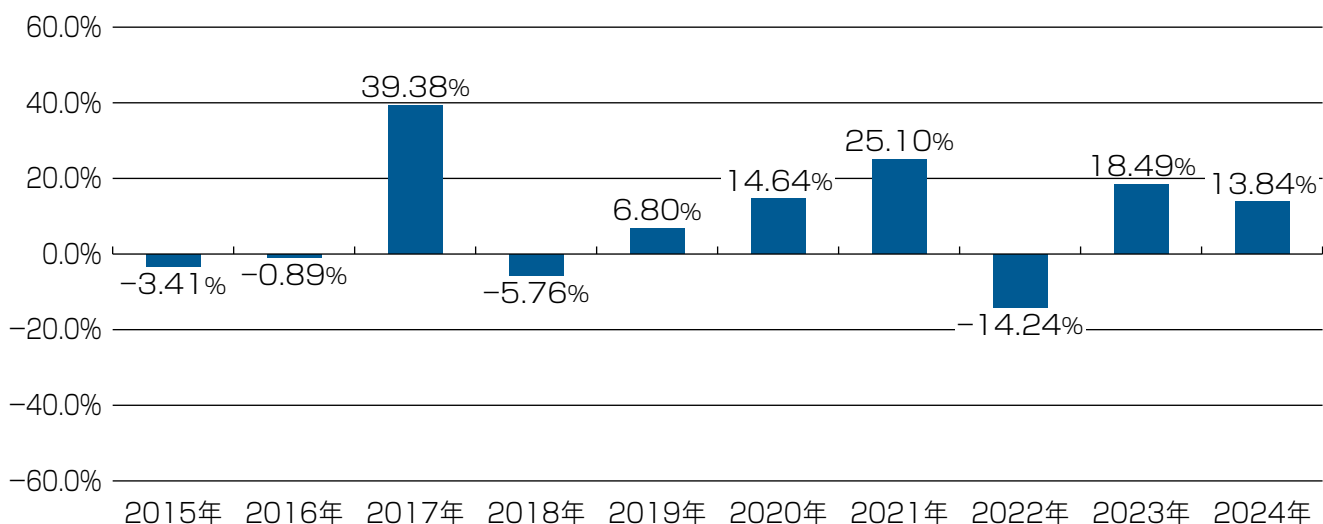
4. 分配の推移(税引き前・1口当たり)

第17会計年度 (決算日:2019年4月30日)	第18会計年度 (決算日:2020年4月30日)	第19会計年度 (決算日:2021年4月30日)	第20会計年度 (決算日:2022年4月30日)	第21会計年度 (決算日:2023年4月30日)	第22会計年度 (決算日:2024年4月30日)	直近の分配実績 (2024年5月1日から 2024年11月末日まで)	設定来累計
該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。

(注1) 本書の中で、会計年度とは、5月1日に始まり、翌年の4月30日に終了する1年をいいます。

(注2) 「設定来累計」とは、運用開始日である2005年1月31日から2024年11月末日までの期間における分配金の累計額です。

5. 年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2024年は1月1日から11月末日までの収益率です。

(注2) サブ・ファンドは、ベンチマークを設定していませんので、サブ・ファンドの運用開始前の年間騰落率についての情報は記載していません。

6. 運用実績の記載にかかる注記

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2024年11月1日(金)～2025年10月31日(金) ただし、12月25日および1月1日を除く月曜日から金曜日までの各日(以下「評価日」といいます。)でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われます。また、分配の宣言が行われる毎年8月の最初の営業日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該月の前月(7月)の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われません。 その他、代行協会が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがあります。 (注)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
日本における約定日	ご購入(申込み)注文の成立またはご購入(買戻し)注文の執行を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、発注日または買戻日の日本における翌営業日)
ご購入(申込み)単位	①1,000米ドル以上10米ドル単位または100口以上1口単位 ②100米ドル以上0.01米ドル単位 申込単位は上記①または②とします。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合があります。申込単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社です。
ご購入(申込み)価格	買付注文の受領後に計算される受益証券1口当たり純資産価格
ご購入(申込み)代金	投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとします。 (注)日本における販売会社または販売取扱会社においては、ご購入(申込み)単位が金額の場合、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがあります(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合は除きます。)。一方、管理会社においては、日本における販売会社または販売取扱会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがあります。
ご購入(買戻し)単位	①1,000米ドル以上10米ドル単位または100口以上1口単位 ②0.01口以上0.01口単位 買戻単位は上記①または②とします。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社により異なる買戻単位を用いる場合があります。買戻単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社です。
ご購入(買戻し)価格	買戻請求受領後の評価日に決定される受益証券1口当たり純資産価格
ご購入(買戻し)代金	原則として、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、受渡しを行うものとします。
申込締切時間	日本における申込取扱時間、買戻請求取扱時間および転換取扱時間は、原則として、午後3時までとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社にご確認ください。
ご購入(買戻し)制限	①サブ・ファンドの発行済受益証券総口数の10%を超える買戻請求がある評価日に受領された場合、管理会社は、その10%を超える部分の買戻請求について、その買戻請求が受領された次の評価日まで延期することを決定することができます。 ②管理会社は、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが制限されている場合、ある評価日における買戻しを制限し、当該評価日から3営業日以内に買戻代金の支払をなすために必要な期間内にその裏付資産の換価ができない限り、買戻請求を減額することができます。 ③代行協会が必要と認める場合には、日本において買戻請求を取り扱わないことがあります。

<p>ご購入・ご換金 申込受付の中止 および取消し</p>	<p>管理会社は、次の場合において、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。</p> <p>(i) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。</p> <p>(ii) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。</p> <p>(iii) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。</p> <p>(iv) サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を表章する投資信託の投資証券または受益証券の価格を決定することが不可能な場合。</p> <p>管理会社は、マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の決定が停止された場合、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、したがって受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。</p>
<p>信託期間</p>	<p>ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限です。 なお、サブ・ファンドは、2005年1月31日に運用が開始されました。</p>
<p>繰上償還</p>	<p>ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散することができます。</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年4月30日</p>
<p>収益分配</p>	<p>管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、受益者に対して分配金として支払います。フィデリティ・ファンズにおいては、8月の最初の営業日に配当が宣言されます。配当金は、通常、5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。</p>
<p>信託金の限度額</p>	<p>特に定めがありません。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>管理会社は、サブ・ファンドの各会計年度終了(毎年4月30日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。</p>
<p>課税関係</p>	<p>税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>サブ・ファンドは、NISAの対象ではありません。</p>
<p>その他</p>	<p>受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
ご購入(申込み)手数料	申込金額の 5.775%(消費税等相当額抜き5.25%)を上限 とする申込手数料が課せられます。なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社です。ご購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続等の対価として収受されます。
ご換金(買戻し)手数料	買戻し手数料は徴収されません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
サブ・ファンドの管理報酬等 サブ・ファンドは、報酬および費用を負担しません(銀行手数料を除きます。)	
マスター・ファンドの管理報酬等 以下の管理報酬等がサブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの資産より控除され、したがって、サブ・ファンドの受益証券の投資者が間接的に負担することとなります。	
投資運用報酬	マスター・ファンドのクラスA投資証券の純資産価額に対し、年率1.50%(毎月後払い)
保管報酬	フィデリティ・ファンズの資産を投資する市場に依拠して変動し、一般にフィデリティ・ファンズの純資産価額の年率0.003%から年率0.35%
管理報酬	フィデリティ・ファンズの純資産価額の年率0.35%を上限とする金額
その他の報酬・費用	管理会社報酬および諸経費(税金、委託手数料、仲介手数料その他の手数料、設立費、法律顧問の報酬および監査報酬等が含まれますが、これらに限定されません。)がマスター・ファンドの資産より控除され、したがって、投資者が間接的に負担することとなりますが、運用状況等により変動したり、料率等が開示されていなかったりするため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、投資者の皆様がサブ・ファンドの受益証券を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表における税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税：分配金に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%)
換金(買戻し)による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税：譲渡益に対して20.315% (2038年1月1日以後は20%) サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡益と同じ扱いとなります。

- 上記は、2024年12月末日現在のものです。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 法人投資者の場合は上記とは異なります。益金不算入制度の適用は認められません。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

